

保険検査マニュアル（ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について）新旧対照表

(注) 下線部が改訂部分。

【 現 行 】

Ⅲ. ソルベンシー・マージン比率の低下に対する保険会社の対応策の把握

ソルベンシー・マージン比率の低下に対する保険会社の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当、責任準備金等及び支払備金の積立を当該決算期に行った場合のソルベンシー・マージン比率を算定し、当該算定結果について、被検査保険会社に示して、その内容についての確認を得るものとする。

また、今後、追加的に必要な償却・引当、責任準備金等及び支払備金の積立を行うに当たって、被検査保険会社がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、各種リスク削減対策等について、被検査保険会社の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理、責任準備金等及び支払備金の積立を行った結果として、翌決算期においてソルベンシー・マージン比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査保険会社及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、当該決算期及び翌決算期におけるソルベンシー・マージン比率の水準が「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令）第88条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同施行規則第88条の2第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。

【 改 訂 案 】

Ⅲ. ソルベンシー・マージン比率の低下に対する保険会社の対応策の把握

ソルベンシー・マージン比率の低下に対する保険会社の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当、責任準備金等及び支払備金の積立を当該決算期に行った場合のソルベンシー・マージン比率を算定し、当該算定結果について、被検査保険会社に示して、その内容についての確認を得るものとする。

また、今後、追加的に必要な償却・引当、責任準備金等及び支払備金の積立を行うに当たって、被検査保険会社がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、各種リスク削減対策等について、被検査保険会社の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理、責任準備金等及び支払備金の積立を行った結果として、翌決算期においてソルベンシー・マージン比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査保険会社及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、当該決算期及び翌決算期におけるソルベンシー・マージン比率の水準が「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令（内閣府・財務省令）第2条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同命令第3条第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。